

令和2年度分 先数 1件 45,298円

に時間を要している。

⑥行政財産使用料
督促状の送付や、戸別訪問など滞納解消に努めているが、使用料未済となった。
(今後の対応策等)

①県営住宅使用料

県営住宅使用料の未済については、督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼及び督促、滞納6か月の者に対する契約解除通告等を行い、滞納の解消に努めている。平成24年度からの取組みとして滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。

長期滞納者については、平成16年12月議会から原則毎議会毎に訴えの提起を行い、「滞納家賃の支払いと住宅の明渡しを求める訴訟」を提起し、長期滞納及び不良債権の抑制に取り組んでいる。(平成21年度からは知事専決となり、議会へは報告となっている。)平成26年度からは、訴訟対象者(悪質な者に限る。)の滞納月数を9か月以上から6か月以上として取り組んでいるところである。

平成25年度から、従来の民間債権回収会社では出来なかつた、督促、回収業務も委託内容に含めた県営住宅退去者滞納家賃等回収業務を弁護士に委託した。また、再任用職員も配置して督促強化などを実施する中で、債権回収に取り組んでいる。

さらに、平成28年3月より収納率向上につながる24時間納付可能なコンビニ収納を開始するとともに、平成28年度から2か月滞納者(従前3～5か月)の連帯保証人に対し、納入協力依頼の通知を送付し、督促の強化を図っている。

平成29年度からは、弁護士委託に連帯保証人への督促・回収業務を追加、平成30年度、令和元年度においては催告書・督促状書面の見直しを行い、来庁した滞納者には福祉保健部局の支援制度につながるよう相談に応じている。

令和2年度からは、連帯保証人をたてられない場合の債務保証業者の利用を認め、滞納発生時に債務保証業者からの代位弁済を行える制度を導入し、更なる徴収強化に取り組んでいる。
また、令和2年度は、新型コロナウイルス

スが流行したため、ローラー作戦をこれまで行ってきた夜間の個別訪問督促から、夜間の電話督促に切り替え徴収効果が低下することのないように取り組んだ。

一方、時効の援用がなされた債権については、適正に不納欠損処理を進めていくとともに、権利放棄の判断基準に該当する債権について調査を行い権利放棄も検討する。

②県営住宅駐車場使用料

滞納者に対しては督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施等により滞納の解消に努めている。平成24年度からの取組として滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。

今後も、悪質な長期滞納者に対しては、契約を解除し、明渡しを求めるなど、厳正に対処していく。

県営住宅使用料と同様に平成28年3月より収納率向上につながる24時間納付可能なコンビニ収納を開始するなどし、督促の強化を図っている。

③県営住宅破損賠償金

県営住宅を退去する際の入居者負担の修繕費未納に係る賠償金であるが、相当期間が経過した債権であり、債務者が居所不明であるなど、回収が非常に困難であったが、追加調査を実施したところ、26年度までに27名中5名の所在が確認でき、そのうち4名は平成27年8月末に時効の成立により債権が消滅したため、不納欠損処理を行った。22名について追加の所在調査を行ったところ、令和2年度に16名については居所が判明せず、債権回収不能と判断し権利放棄の議決を経て不納欠損処理を行った。残りの計7名については、引き続き相続人調査等を行うとともに納付指導を行っていく。

④無断退去者等の退去修繕費

無断退去したことから、債務者が居所不明であるなど回収が非常に困難であったが、平成25年度当時の対象者33名中、19名の所在を確認し平成28年度までには19名の滞納が解消されている。

残りの対象者14名と平成29年度に発生した1名、令和元年度に発生した1名、令和2年度に発生した1名の計17名に対し、債務者、連帯保証人及び相続人に対する所在調査や納入指導を行っており、1名

	<p>が完済した。残る16名については納入指導し令和3年度に1名が完済、1名については債務者、保証人いずれも外国籍で所在不明のため継続して調査を行う。</p> <p>⑤県営住宅明渡し不履行損害賠償金 高額所得者等に対する明渡し請求にもかかわらず、退去に応じない者に対する損害賠償金であるが相当期間が経過した債権であり、債務者が居所不明になるなど、回収が非常に困難であったが、平成25年度までに実施した調査により5名の所在を確認し、1名は不納欠損処理済み。残る4名のうち納入指導を行った結果、令和2年度に1名が完済、死亡した1名の相続人からの時効援用により不納欠損処理を行った。残りの2名について引き続き納付指導を行っていく。</p> <p>⑥行政財産使用料 新型コロナウイルスの影響による解雇等により住戸の退去を余儀なくされる者に対して、緊急的な住まいを確保するための県営住宅の目的外使用許可に係る行政財産使用料であるが、債務者1名が居所不明となり回収が困難となっている。所在調査し、隣戸訪問等納付指導を行っていく。</p>
--	--

監査対象機関	県土整備部 中北建設事務所 (本所)
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月18～19日、6月10日
監査の結果	
<p>(指導事項) 3件 (収入2、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①用地買収返還金及び甲府駅前広場の使用承諾に伴う使用料 (雑入) 過年度分 1,334,000円 令和2年度分 554円 合計 先数 2件 1,334,554円</p> <p>②甲府駅前広場前広場使用料 (一般自動車待機場) 令和2年度分 先数 1件 72,500円 ③工事契約解除違約金及び前払金返還利息 過年度分 先数 2件 628,386円</p> <p>2) 令和2年度に発生した甲府駅前広場前広場使用料 (一般自動車待機場) 及び甲府駅前広場前広場の使用承諾に伴う使用料 (雑入) の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定</p>	
謹じた措置	
<p>1) (今後の対応策等) 甲府駅前広場前広場の使用承諾に伴う使用料 (雑入) については回収納済。 その他については、今後とも未納者への電話等による催告や訪問を行い、引き続き債権の回収に努めるほか、法人登記簿や代表取締役の住民票取得により所在調査等を継続し、基準を満たした案件については、権利放棄を検討していく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 納期限経過後20日以内に督促状を差出しなければならぬことを担当者が承知していなかった。 (今後の対応策等)</p>	

<p>める督促状の発布が行われていなかった。</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 74筆 令和2年度分 25筆 合計 99筆</p>	<p>収納状況を定期的に確認し、財務会計システムで「督促対象一覧表」等の帳票を出力し、適切な時期に発布する。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 令和2年度分の25筆については、売買契約の締結が年度末であったため、年度内に登記処理を行えなかったものであり、現在ではすべて登記処理は完了している。 (今後の対応策等) 過年度の未登記案件については、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能な分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p>
--	--

監査対象機関	県土整備部 中北建設事務所 (東北支所)
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月10日～11日、6月10日
監査の結果	
<p>(指導事項) 2件 (収入1、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 工事契約解除違約金及び前払金返還利息 過年度分 先数 2件 1,529,409円</p> <p>2) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 162筆 令和2年度分 1筆 合計 163筆</p>	
謹じた措置	
<p>1) (今後の対応策等) 過年度分について、うち1件は債務者(法人)の代表者が死亡しており、不納欠損手続が可能か出納局と協議中である。もう1件は破産手続が中止したため、徴収停止の手続を行った。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 令和2年度分の1筆については、売買契約の締結が年度末であったため、年度内に登記処理が行えなかったものであり、5月初旬に登記処理は完了している。 (今後の対応策等) 過年度分については、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能な分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p>	

監査対象機関	県土整備部 県東建設事務所
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月20日～21日、6月11日
監査の結果	
<p>(指導事項) 2件 (収入1、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>①河川使用料 過年度分 9,366円 令和2年度分 6,017円 合計 先数 4件 15,383円</p> <p>②河川使用料延滞金</p>	
謹じた措置	
<p>1) (発生原因の検証結果) ①河川使用料を行う個人及び法人に宛して調定したものであるが、それぞれ本人死亡、営業停止状態となり、現在も納付に至っていない。なお、令和2年度分の河川使用料については、納人が納期限を失念したことによるもの。</p>	

令和2年度分 先数 1件 70円
 ③ 工事契約解除に伴う違約金及び延滞利息
 過年度分 先数 2件 761,096円
 ④ 工事請負契約公正入札違約金
 過年度分 先数 28件 1,184,855,385円

<p>令和2年度分 先数 1件 70円 ③ 工事契約解除に伴う違約金及び延滞利息 過年度分 先数 2件 761,096円 ④ 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 28件 1,184,855,385円</p>	<p>② 河川使用料延滞金については、納人が納期限を失念したことによるもの。 ③ 工事契約解除に伴う違約金及び前払金の延滞利息として測定したものであるが、それぞれ資金繰りが苦しく、訪問催告等を行っているものも現在も納付に至っていない。 ④ 峡東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を測定したものである。 (今後の対応策等) ①、③ 過年度分債権について、今後とも訪問による交渉・電話による催告・相続人の調査等を継続的に行うとともに、関係所属との連携を図りながら債権の回収に引き続き努める。なお、令和2年度分の河川使用料については、令和3年6月下旬に全額回収済み。 ② 河川使用料延滞金については、納人に納付を促し、令和3年5月下旬に全額回収済み。 ④ 全ての民事調停が終了し、今後は調停条項が不履行の場合には、調停内容は放棄され、当初の金額を回収する。 2) (発生原因の検証結果) 令和2年度分の15筆については、売買契約の締結が年度末であったため、年度内に登記処理が行えなかったためであり、現在全て登記処理は完了している。 (今後の対応策等) 過年度分については3筆を処理しており、今後も引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能な分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p>
---	---

<p>監査対象機関 県土整備部 峡南建設事務所 (本所) 監査対象期間 令和2年度 監査実施日 令和3年5月12日～13日、6月4日</p>	<p>監査の結果 (指図書項) 2件 (収入1、財産1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ① 河川使用料 過年度分 323,410円 令和2年度分 97,020円 合計 先数 2件 420,430円</p>
--	--

② 道路使用料
 令和2年度分 先数 1件 8,007円
 ③ 延滞金
 過年度分 先数 1件 144,030円
 ④ 工事契約解除に伴う前払返還利息
 過年度分 先数 2件 394,124円

<p>令和2年度分 先数 1件 8,007円 ③ 延滞金 過年度分 先数 1件 144,030円 ④ 工事契約解除に伴う前払返還利息 過年度分 先数 2件 394,124円</p>	<p>・所在が不明となっている1名については、「山梨県滞納債権処理方針」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に則り、未収金処理の手続を行う。 ② 裁判所による破産手続を開始していることから、管財人とも協議を進め、財団債権として徴収予定である。 ③ 「債務承認及び納付誓約書」を取り交わし、分割納付をすすめるよう交渉中である。 ④ ・1件 (354,528円) については、法人の清算人である元代表取締役が平成30年3月に亡くなった後、債権の請求先がない状態である。当該債権は令和5年2月27日に時効を迎えるため、令和5年度に出納局の定める「税外収入未収金に係る権利放棄の判断基準」に該当する債権として手続を行う予定である。 ・1件 (39,601円) については、平成22年8月15日に時効を迎えているが、時効の援用がないため引き続き債務者調査と債務の履行を請求するとともに、出納局の定める「税外収入未収金に係る権利放棄の判断基準」に該当する債権として権利放棄に向けた調整を行っていく。 2) (発生原因の検証結果) 未登記の原因としては、山間部が多く公図と現況が一致しないため分筆等が行えないことと、また、過疎化が進み相続登記が何代も行われておらず、相続関係書類の収集に時間やお金がかかると等が主な原因であると考えている。国土調査未実施地域が多く国土調査実施地域においても認証が遅れているため町に協力を求めている。 (今後の対応策等) 令和3年11月時点で既に4筆を処理。なお、現所有者に理解の得られた3筆については、年度末までに登記予定。今後も引き続き「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能な分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p>
--	---

<p>監査対象機関 県土整備部 峡南建設事務所 (身延支所) 監査対象期間 令和2年度 監査実施日 令和3年5月17日～18日、6月16日</p>	<p>監査の結果 (指図書項) 1件 (契約1) 1) 産廃廃棄物収集・運搬及び処分等の委託契約は「産廃物の処理及び清掃に関する法</p>
---	---

に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。

監査対象機関	県土整備部 富士・東部建設事務所（本所）
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月25日～26日、7月7日

監査の結果 謹じた措置

【指導事項】 4件（収入1、給与1、財産1、重点事項1）

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 ① 工事契約解除に伴う前払金返還利息
 過年度分 先数 1件 31,636円
 ② 非常勤嘱託職員の欠勤に伴う社会保険料及び報酬
 過年度分 12,993円
 令和2年度分 122,401円
 合計 先数 1件 135,394円

1) (発生原因の検証結果)
 ① 債務者の倒産により発生した収入未済（私債権）である。
 ② 令和元年12月1日付けで採用となった非常勤嘱託職員が採用後、計6日出勤したのみで欠勤が続き、令和2年2月6日付けで退職したことによる社会保険料及び過払い報酬の収入未済である。
 (今後の対応策等)
 ① 債務者は平成25年に破産手続廃止の決定を受けており、民法第169条の規定の適用を受けることから、廃止決定から10年後の令和5年8月15日以降に債権放棄による不納欠損処理を行う。
 ② 債務者に対し、訪問による交渉、電話による催告などの回収に向けた取組を継続した結果、10月12日付けで、月3,000円の「債務承認及び分割納付誓約書」に署名、押印をもらうことができた。
 しかし、債務者がなかなか減労に至らず、計画どおりに納付されない状況が続いたため、12月2日、訪問による交渉を行い、現在納付可能な2,000円を回収した。
 今後も粘り強く回収に向けた取組を継続し、債権の回収に努める。

2) (発生原因の検証結果)
 所得税の源泉徴収に係る制度の認識が不足していたことから、手当支給時に源泉徴収を行っておらず、確定申告をするよう促していた。
 (今後の対応策等)
 今後は、制度を十分理解した上で、交流職員への手当支給の際には、正しく所得税の源泉徴収を行う。また、1月初旬に源泉徴収票を発行し、本人へ確定申告をするよう指導を徹底する。
 ○ 過年度分 平成19年度以前に取得した用地について

3) 取得用地に未登記のものがあつた。
 過年度分 397筆
 令和2年度分 15筆 合計 412筆

2) 交流職員に支給した諸手当に対し、所得税の源泉徴収を行っていなかった。

2) 取得用地に未登記のものがあつた。
 過年度分 369筆

1) (発生原因の検証結果)
 ② 平成19年度に発生した受注業者の工事執行不能による契約解除に伴う前払金返還遅延による利息
 (今後の対応策等)
 ① 一件については令和3年10月25日をもって元金完納。延滞金調定済み。
 一件については令和3年9月24日に輸入宅を訪問。手書きの納付書にて1万円納付。
 一件については令和3年10月11日電話にて交渉。今年度中に3万円程度なら支払えるとのことなので、手書きの納付書を郵送（令和3年12月8日現在で納付は確認できていない。）
 ② これまでも返納を求めてきたが応じず、今後も引き続き納入を督促し、債権の速やかな回収に努める。
 2) (発生原因の検証結果)
 未登記の原因としては、山間部が多く公図と現況が一致しないため分筆等が行えないこと、また、過疎化が進み相続登記が何代も行われておらず、相続関係書類の収集に時間やお金がかかるといったことが主な原因であると考えられている。国土調査未実施地域が多く国土調査実施地域においても認識が遅れているため町に協力を求めている。
 (今後の対応策等)
 令和3年11月時点で1筆を処理。なお、現所有者に理解の得られた5筆については、年度末までに登記予定。今後も引き続き「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能

往施行令」第6条の2により、金額等にかかわらず契約書を作成しなければならぬが、廃プラスチック類・金属くず等廃棄物の運搬・処分について、契約書を省略していた。

た、契約金額が50万円未満であつたため、財務規則に規定する「契約担当者が、契約書の作成又は請書の徴収の必要がないと認めたとき」に該当すると判断してしまつたことが原因である。
 (今後の対応策等)
 管理課作成の会計事務Q&Aにも「産業廃棄物の運搬、処分等の委託契約などのように、法令により、金額にかかわらず契約書の作成が必要な場合もあるので、留意すること。」とあることから、今後は、関連する資料をよく確認したうえで事務処理を行うようにする。また、重要事項として、後任の事務担当者への引継ぎを徹底するとともに、上位決裁者を含め、会計事務の研修等に参加するなどし、ミスの防止に努めたい。

【指導事項】 2件（収入1、財産1）
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
 ① 河川使用料
 過年度分 先数 3件 1,661,866円
 ② 工事契約解除に伴う前払金返還利息
 過年度分 先数 1件 29,342円

2) 取得用地に未登記のものがあつた。
 過年度分 369筆

1) (発生原因の検証結果)
 ② 平成19年度に発生した受注業者の工事執行不能による契約解除に伴う前払金返還遅延による利息
 (今後の対応策等)
 ① 一件については令和3年10月25日をもって元金完納。延滞金調定済み。
 一件については令和3年9月24日に輸入宅を訪問。手書きの納付書にて1万円納付。
 一件については令和3年10月11日電話にて交渉。今年度中に3万円程度なら支払えるとのことなので、手書きの納付書を郵送（令和3年12月8日現在で納付は確認できていない。）
 ② これまでも返納を求めてきたが応じず、今後も引き続き納入を督促し、債権の速やかな回収に努める。
 2) (発生原因の検証結果)
 未登記の原因としては、山間部が多く公図と現況が一致しないため分筆等が行えないこと、また、過疎化が進み相続登記が何代も行われておらず、相続関係書類の収集に時間やお金がかかるといったことが主な原因であると考えられている。国土調査未実施地域が多く国土調査実施地域においても認識が遅れているため町に協力を求めている。
 (今後の対応策等)
 令和3年11月時点で1筆を処理。なお、現所有者に理解の得られた5筆については、年度末までに登記予定。今後も引き続き「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能

監査対象機関	県土整備部 富士・東部建設事務所（吉田支所）
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月26日～27日、7月7日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件（財産1） 1）取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 180筆 令和2年度分 47筆 合計 227筆	<p>は、「相続」や「公図と現況の不一致」などの理由により未登記となっている。</p> <p>○令和2年度分 令和2年度分の15筆については、土地売買契約の締結日が年度末であったため、年度内に登記処理が行えなかったものである。現在、全ての登記処理が完了している。（今後の対応策等） 過年度分の未登記土地（令和元年度未契約分13筆及びそれ以前の17筆）を登記済とした。</p> <p>引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき未登記の解消を図っていく。</p> <p>4）（発生原因の検証結果） 週休日の振替制度について、担当者の理解が不十分であった。 （今後の対応策等） 支給されていたかった時間外勤務手当については支給した。</p> <p>今後は担当者が制度を十分に理解した上で、毎月の時間外勤務の集計時に、振替の有無、同一週内での振替ができていないかを確認し、できていないのであれば25/100の時間外勤務手当をシステムで手入力する。さらにその入力結果を担当内で二重チェックし、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	県土整備部 流域下水道事務所
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月27日、6月25日、7月8日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 2件（収入1、物品1） 1）収入について、次のとおり収入未済があった。 工事請負契約公正入札連約金 過年度分 先数 2件 26,206,110円	<p>1）（発生原因の検証結果） 峡東地域の入札競争事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札連約金を測定したものである。 （今後の対応策等） 全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。</p> <p>2）（発生原因の検証結果） 山梨県流域下水道事業財務規則を熟知していなかったため、貯蔵品計上に際して作成していたかったもの。 （今後の対応策等） 直ちに貯蔵品（庫入・庫出）伝票を作成し、貯蔵品出納簿への記帳を行った。</p> <p>今後は、山梨県流域下水道事業財務規則に基づき事務手続が適切に行われるよう、職員に周知徹底を図るとともに、作業の確認表に貯蔵品の確認項目を追加し再発防止に努める。</p>

監査対象機関	企業局 総務課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月23日～24日、7月21日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件（重点事項1） 1）週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。	<p>1）（発生原因の検証結果） 同一週外の振替勤務により時間外勤務手当が発生する場合は、早川水系発電管理事務所においては、本人がその旨記載した書類を作成し、所属庶務担当者からとりまどめの上、総務課に提出することとしているが、今回は本人が同一週外の振替勤務に係る書類作成を行わず、また所属庶務担当者の確認漏れが重なった。 （今後の対応策等） 当該所属から関係書類を提出させ、速やかに手続を行い支出を行った。 今後は、局内の各所属に対し、本人から所属庶務担当者への報告と各所属庶務担当者</p>

監査対象機関	県土整備部 富士・東部建設事務所（吉田支所）
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月26日～27日、7月7日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件（財産1） 1）取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 180筆 令和2年度分 47筆 合計 227筆	<p>1）（発生原因の検証結果） 平成27年度以前に取得した用地については、「相続」や「公図と現況の不一致」などの理由により未登記となっている。 ○令和2年度分 令和2年度分の47筆については、土地売買契約の締結日が年度末であったため、年度内に登記処理が行えなかったものである。現在、全ての登記処理が完了している。（今後の対応策等） 過年度分の未登記土地（平成27年度以前契約分の8筆）を登記済とした。 引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき未登記の解消を図っていく。</p>

	<p>による同一週外の振替勤務の有無の確認を徹底させるとともに、総務課においても各所属から提出を求めた該当者の勤務状況システムの行動予定の写しを基にチェックし、再発防止に努める。</p>
--	---

監査対象機関	企業局 早川水系発電管理事務所
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月31日

監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件(支出1、契約1)</p> <p>1) 令和2年度奈良田第一発電所合宿所水道敷に係る土地賃貸借契約において、賃借料の支払いが契約書どおり行われておらず過小のものがあった。 (誤：2,200円 → 正：2,220円)</p> <p>2) 奈良田第一発電所合宿所水道敷に係る土地賃貸借契約書において、長期継続契約や債務負担行為の設定によらず自動更新事項により契約を更新していた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 相続を伴う契約書変更の際、賃借料を誤記してしまったものであるが、契約者双方とも、変更は契約者名のみとの認識が強く、内容全体の確認が不十分であった。 (今後の対応策等) 契約者と協議した結果、賃借料を正規な金額に改め、契約を締結することを確認した。今後は変更箇所のみでなく、契約内容全体を複数で確認するなど、チェック体制を強化し、適正な事務処理、再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 契約書に契約期間満了の1か月前までに変更または解約の申し出ができること記載されており、契約翌年度以降の債務を負担するという認識がなかったため、長期継続契約や債務負担行為の設定は不要と誤認していた。 (今後の対応策等) 全ての土地賃貸借契約書において、内容の確認を行い、不適正と判断される契約については、長期継続契約とすることで、契約変更の事務処理を進めていく。今後は、関係規則等に基づき、適正に事務処理を行う。</p>

監査対象機関	企業局 笛吹川水系発電管理事務所
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月11日、6月11日

監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件(契約1)</p> <p>1) 笛吹川水系発電管理事務所緊急時補修等業務委託契約の特記仕録書に、受託者は業務実施に当たり、現場責任者等通知書、業務従事者名簿を提出しなければならぬところ履行されていたなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 担当職員の失念および受託者の契約内容の確認が不十分であった。 (今後の対応策等) 直ちに当該業務委託の現場責任者等通知書、業務従事者名簿を書面にて提出させ、受理した。今後、契約書・仕録書にて規定した</p>

	<p>書類について、その必要性に理解を深めるとともに、欠落の無いよう確認することを徹底し、再発防止に努める。</p>
--	--

監査対象機関	企業局 石和温泉管理事務所
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月31日

監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 温泉供給収益収入 過年度分 4,728,352円 令和2年度分 694,265円 合計 先数 23件 5,422,617円</p>	<p>1) (今後の対応策等) 未納者に対して、電話連絡や督促状・催告状の送付を行い、未収金の回収に努めた結果、令和3年11月末現在で、過年度分280,845円、令和2年度分106,810円、計387,655円を回収することができた。 今後も、これまでの取組を継続するとともに、滞納から3か月以上経過し、支払意思が認められない債務者に対しては債務額が累積しないよう、給湯停止や契約解除の手続を進めるなど、未収金の削減に努めていく。 未収金の状況(令和3年11月30日現在) 温泉供給収益収入 過年度分 4,447,507円 令和2年度分 587,455円 合計 先数11件 5,034,962円</p>

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月30日、8月2日

監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 3件(収入1、重点事項2)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 県立学校教職員給与に係る過払金 令和2年度分 先数 1件 165,577円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 令和元年9月例月給与支給後に県立学校教職員の影響免職が決定されたため、過払金が発生した。過払分の払い入金納付書を送付したが、破産手続が開始されたため、破産債権届出書を破産管財人へ提出。その後、4回の債権者集会を経て、破産手続が終結し、裁判所による免責が決定した。 (今後の対応策等) 令和元年9月例月給与の過払分(182,084円)のうち、破産手続の中で16,507円の納入を確認したが、裁判所による免責決定がされていない状況である。今後、破産手続終結から10年後の時効の完成により、不納欠損処分を行う予定である。</p>